

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	集落地域における農用地の保全等に関する協定の認定	
根拠法令・条項	集落地域整備法 第8条第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>第9条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 2. 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないこと。 その他妥当なものであること。 3. 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	個々の申請ごとに異なるため